

## 後期高齢者医療制度 障がい認定のご案内

後期高齢者医療制度は、医療費が増大していく中、高齢者に医療を安定的に受けていただくために創設された制度です。

原則は75歳以上の方が被保険者となりますが、65歳以上で一定以上の障がいをお持ちの方は、申請をして認定を受けることで後期高齢者医療制度の被保険者となることができます。

加入を希望される方は、役場保険年金課で手続きをお願いします。

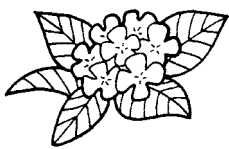
- ◆加入手続きに必要なもの
- 印鑑
- 現在加入されている健康保険証
- 障がいの状態を明らかにすることができる書類（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、障がい年金証書など）

### ◆後期高齢者医療制度に加入すると

- ① 医療機関窓口でお支払いをされるときは負担割合が1割（一定以上の所得者は3割）になります。
- ② 保険料の算定方法および保険料額が現在加入の健康保険と変わります。

※加入の可否は、障がいの状態により判定されます。また、負担割合や保険料は、世帯の構成や収入によって判定されますので、詳細については、お問い合わせください。

◆問い合わせ先  
役場 保険年金課  
☎内線 1143・1147



## 支援物資の受付

### ◆必要な支援物資

- ※使用済みのものや使用期限が1か月以内のもの、生ものはご遠慮ください。
- ※衛生用品については、未使用のもので開封されていないものをお願いします。
- ※支援物資を購入されての提供は、お控えください。
- 飲料水 ○赤ちゃん用品 ○高齢者用品 ○生活用品

◆受付時間 午前9時～午後4時

※土・日も行っています。

◆受付場所 役場庁舎西側（広陵町シルバー人材センター事務所横）広陵町防災倉庫

## 義援金の受付

### ◎現金を持参される場合

#### ◆場所

- 役場（住民課・総務課） ○さわやかホール
- 中央公民館 ○はしお元気村 ○グリーンパレス
- 水道局 ○図書館 ○広陵パークゴルフコース

### ◎銀行振込の場合

- ◆口座 南都銀行南支店 普通預金124754
- ◆名義 日本赤十字社奈良県支部支部長 荒井正吾

### ◎郵便振替の場合

◆口座番号「00140-8-507」を記入してください。

◆加入者名「日本赤十字社東日本大震災義援金」を記入してください。

### ◆問い合わせ先

東北地方太平洋沖地震救援対策本部  
（広陵町役場 総務課内）

☎ (55) 1001

## 母子・心身障がい者の 受給資格をお持ちの方へ

福祉医療助成制度のうち、母子医療・心身障がい者医療に該当する方の受給資格証の有効期間は、平成23年7月31日までとなっています。引き続き医療費の助成を受けていただくためには、更新手続きが必要です。

### 母子医療・心身障がい者医療に該当する方

受給者の方には、更新申請書・同意書などを送付しますので、必要事項を記入し、健康保険証・身体障がい者手帳1級・2級または療育手帳A1・A2（心身障がい者医療の方のみ）の写しなどを添付のうえ、役場保険年金課へ返送してください。内容確認後、7月末に受給資格証を郵送します。

※福祉医療の受給資格および助成金の支給の審査にあたり、必要な所得などの情報を閲覧・使用することに本人の同意が必要となりますので、必ず同封の同意書を提出してください。

※年度途中などで健康保険証などの変更が生じた場合は、役場保険年金課までお知らせください。

◆問い合わせ先 保険年金課 高齢福祉医療係

☎内線 1143